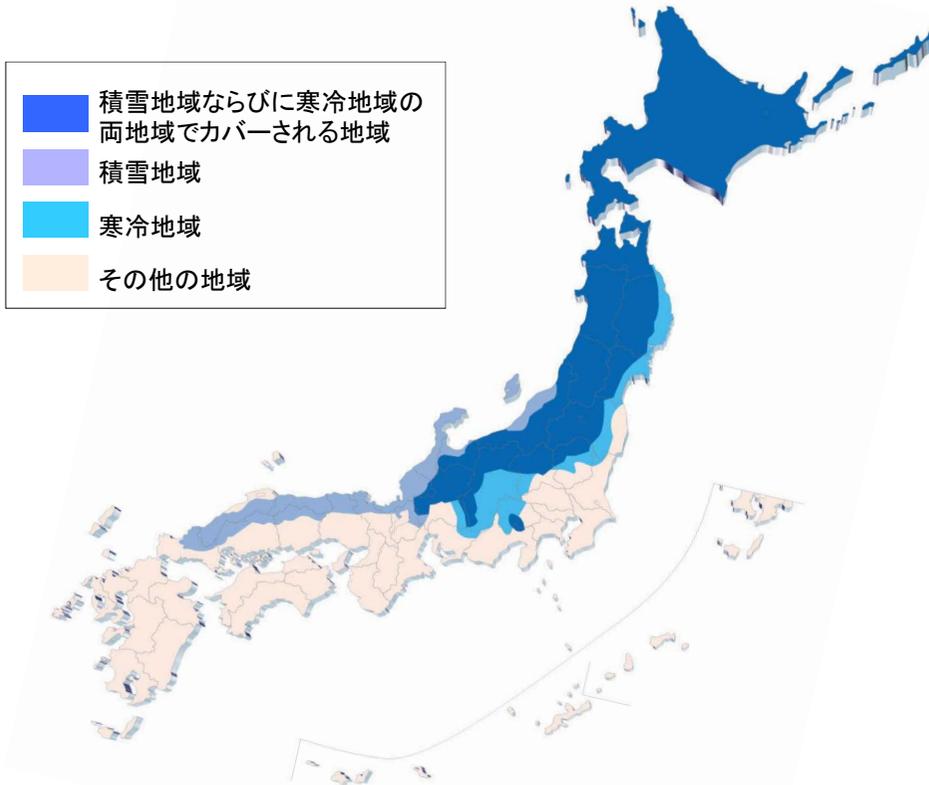


冬期の道路交通確保について
～「中間とりまとめ」改定を踏まえて～

令和3年11月19日

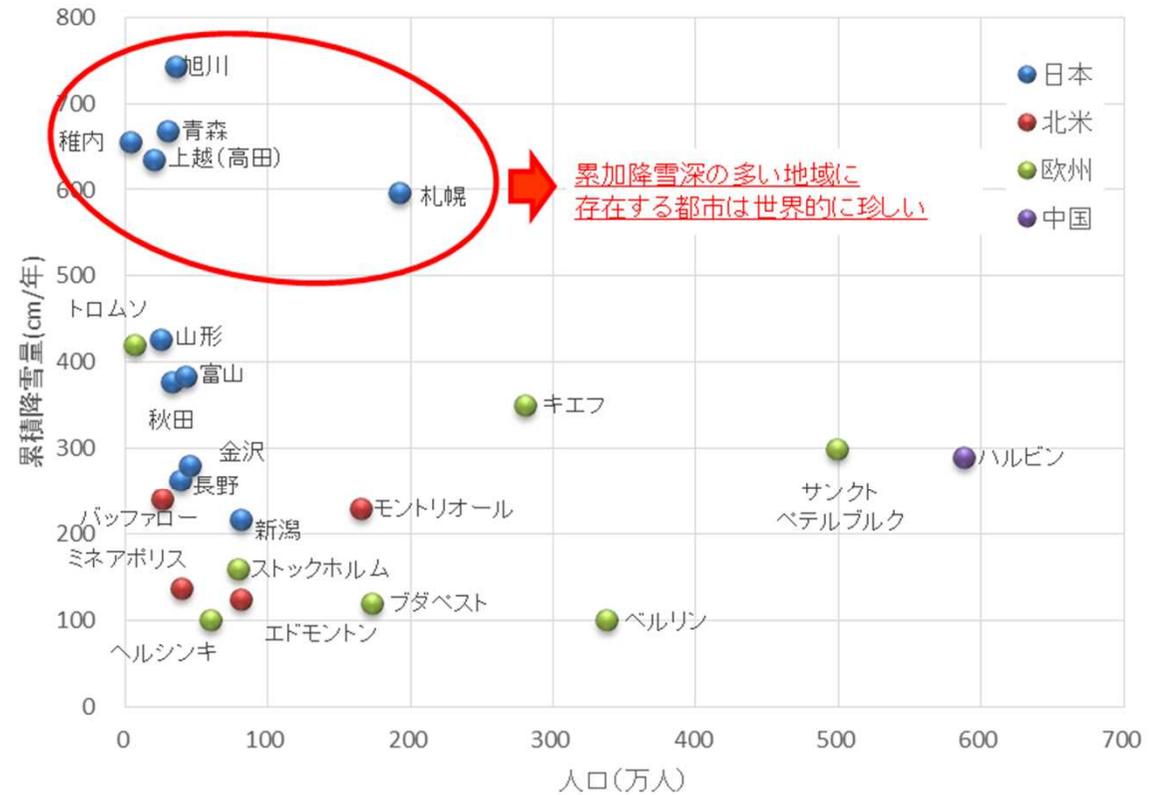
国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室
企画専門官 竹下 正一

○積雪寒冷地域の概要



※出典：道路交通管理統計—国土交通省道路局

○雪国に多くの人に住む世界でもまれな日本



[データ]

人口：総務省「日本の統計2014」、

United Nations Statistical Commission Demographic Yearbook 2013、

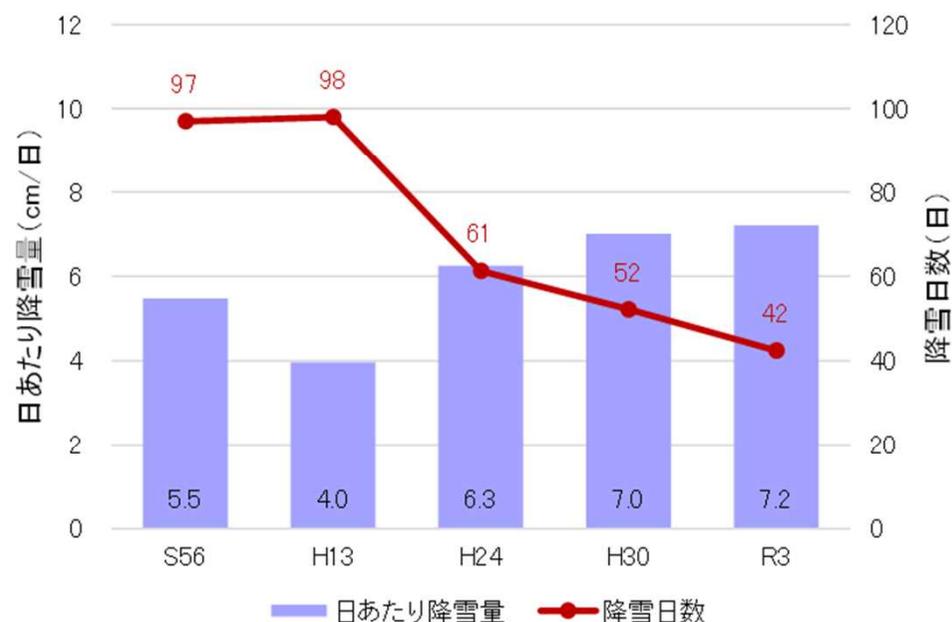
wikipedia

累加降雪量：気象庁平年値(1981～2010)、米国気象庁(1981～2010)、カナダ環境省(1981～2010)

	市町村数	面積 (km ²)		人口 (万人)		指定要件
		全国比 (%)	全国比 (%)	全国比 (%)	全国比 (%)	
積雪寒冷地域	731	41	234,544	62	2,765	2月の積雪の深さの最大値の累年平均が 50cm以上 又は、1月の平均気温の累年平均が0℃以下

- 近年の傾向として降雪日数は年々減少し、長期間のシンシン雪から短期間集中的な降雪へ変化。
- 過去10年で積雪の深さが観測史上最高を更新する地点が3割あり、雪の少ない地域も含め、ゲリラ豪雪が発生。

■ 日あたり降雪量と降雪日数の推移 ⇒降雪日数が少なく1日に多く降る傾向

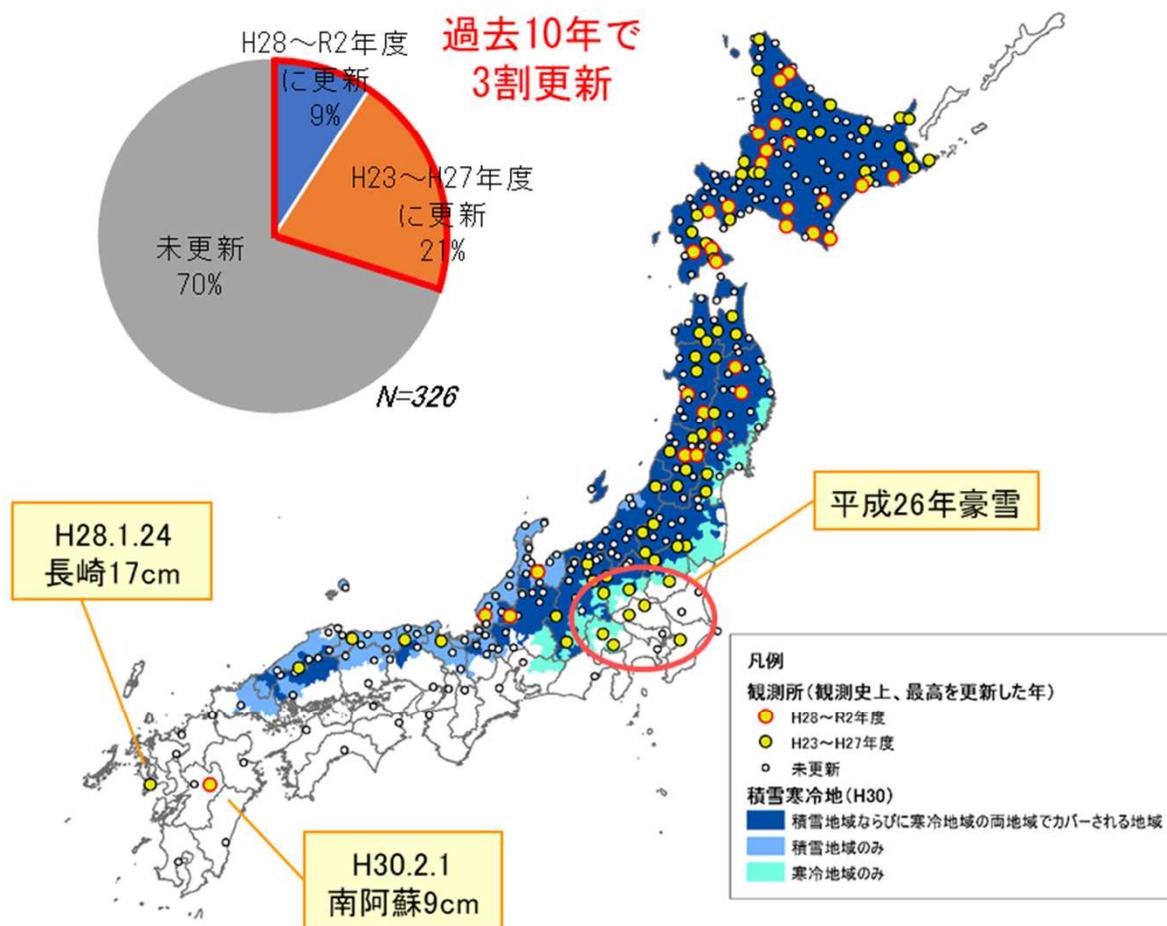


以下の気象官署の「降雪量の日合計(寒候年値)」を使用

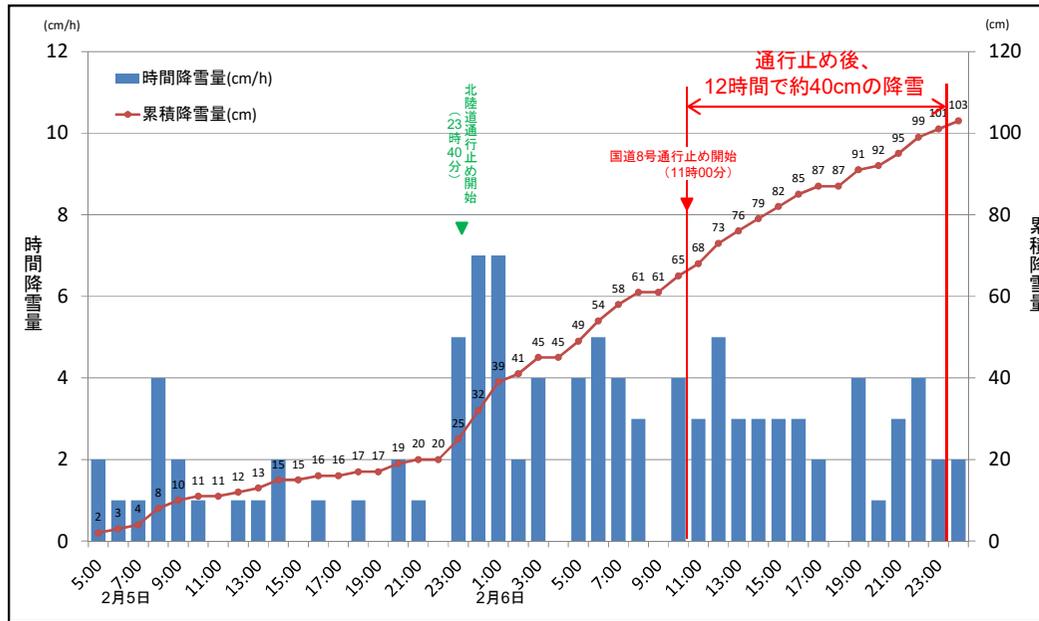
北海道(稚内、網走、札幌、倶知安、釧路、函館)、
 青森県(青森)、秋田県(秋田)、岩手県(盛岡)、山形県(山形、新庄)、
 宮城県(仙台)、福島県(若松)、
 新潟県(新潟、高田)、富山県(富山)、石川県(金沢)、福井県(福井)、
 長野県(長野)、岐阜県(高山)、
 鳥取県(鳥取)、島根県(松江)

※ R3年(寒候年)はR2.8.1～R3.6.23の値を使用

■ 過去10年で最深積雪が観測史上最高を更新した地点 ⇒雪の少ない地域でも近年において観測史上、最高を更新



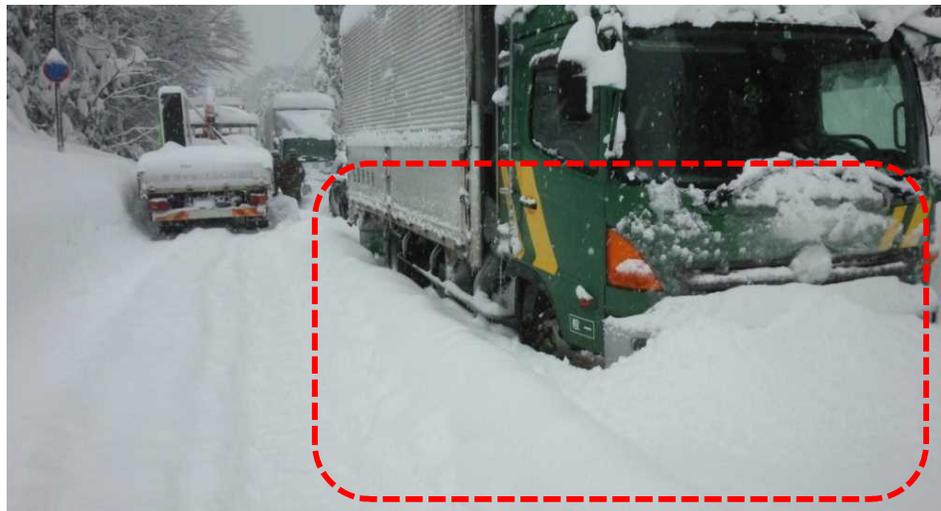
大雪による車両滞留の事例① H30.2福井・石川



○降雪状況 (あわら市熊坂)



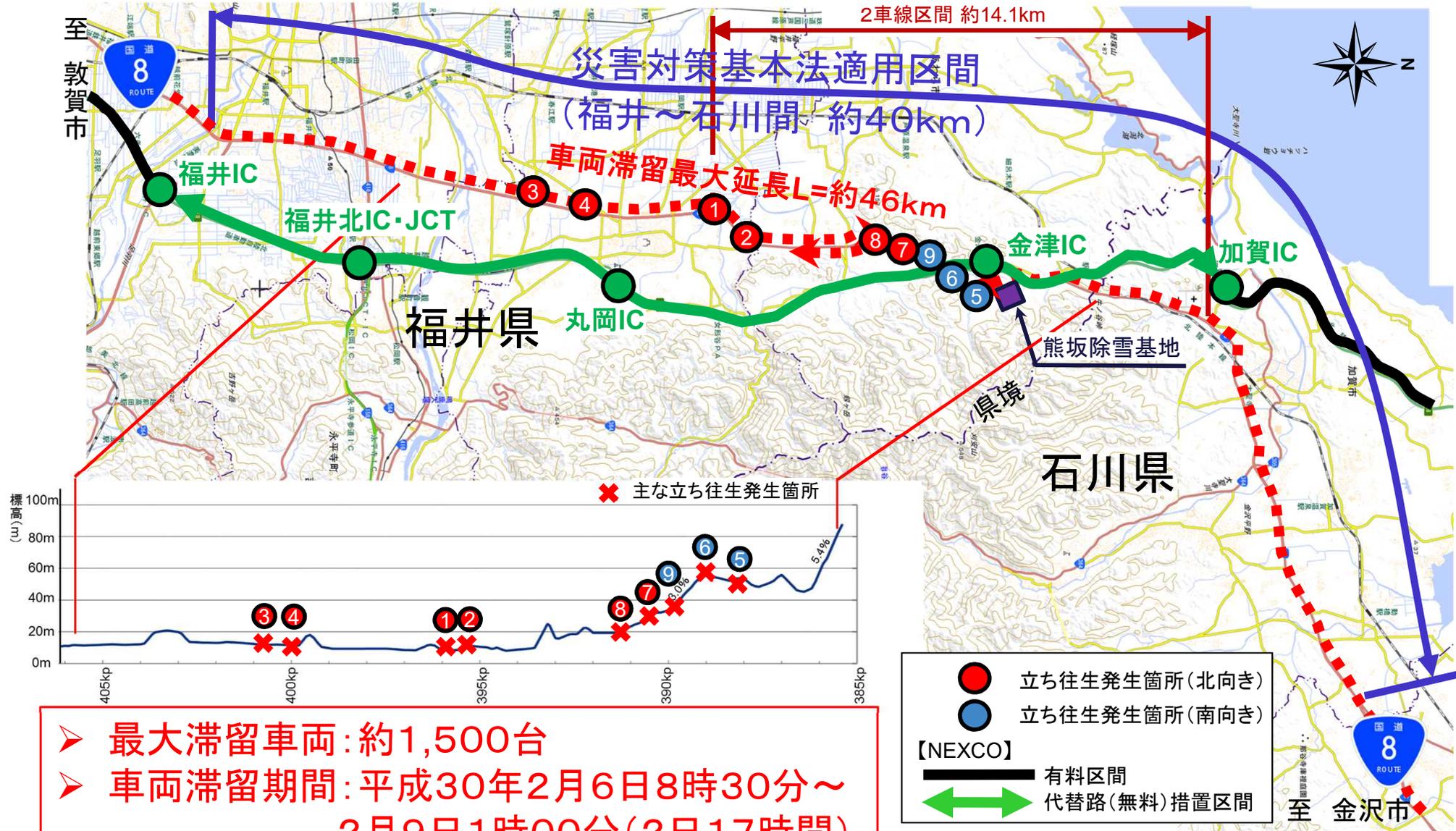
○立ち往生車両発生状況



○車両間の積雪状況

大雪による車両滞留の事例① H30.2福井・石川

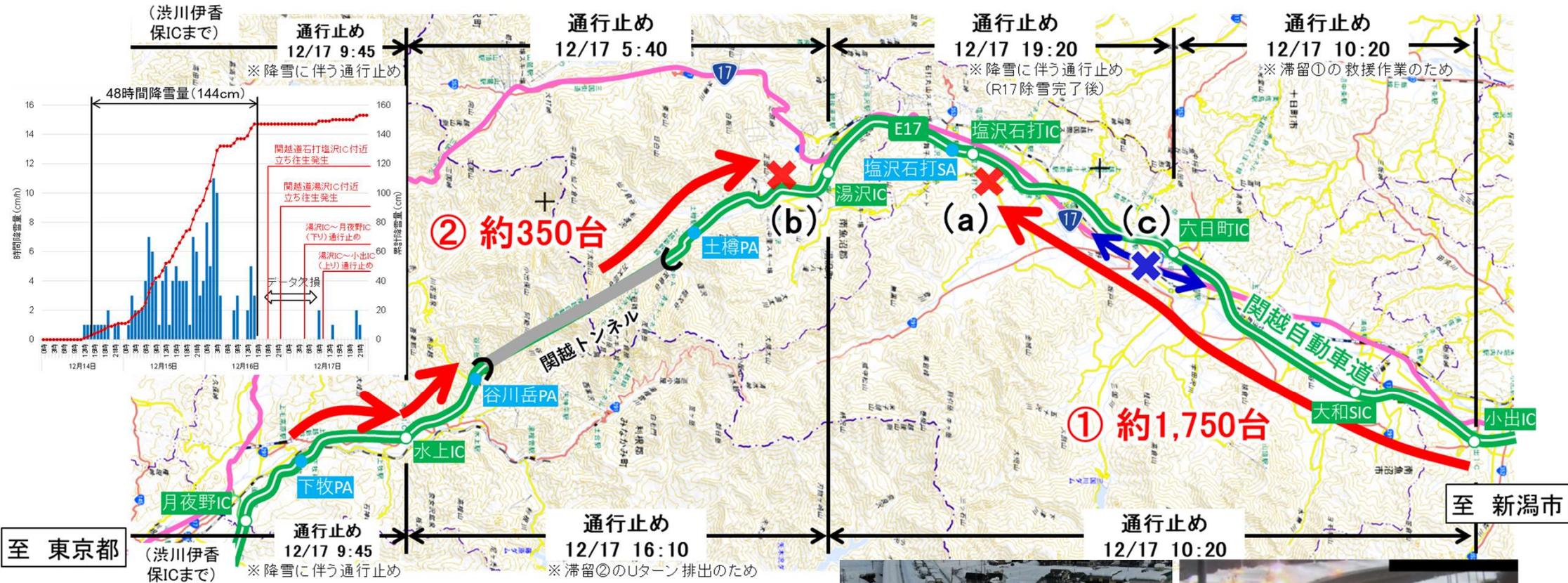
- ◆ 福井県嶺北地方では6日16時までの24時間降雪量が平地で60cmを超える大雪
- ◆ 福井市では37年ぶりに最深積雪が130cmを超える大雪(昭和56年豪雪以来)



- 最大滞留車両: 約1,500台
- 車両滞留期間: 平成30年2月6日8時30分～
2月9日1時00分(2日17時間)

大雪による車両滞留の事例② R2.12 関越道(新潟県)

- ◆ 新潟県湯沢市では12月16日14時までの48時間降雪量が144cmとなり、観測史上最大の降雪量となった。
- ◆ 関越自動車道では2000台を超える大規模な立ち往生が発生し、車両の移動及び通行止め 解除に2日以上要した。



- 最大滞留車両: 約1,750台
- 車両滞留期間: 令和3年12月16日17時52分 ~ 12月18日22時15分



①滞留の状況



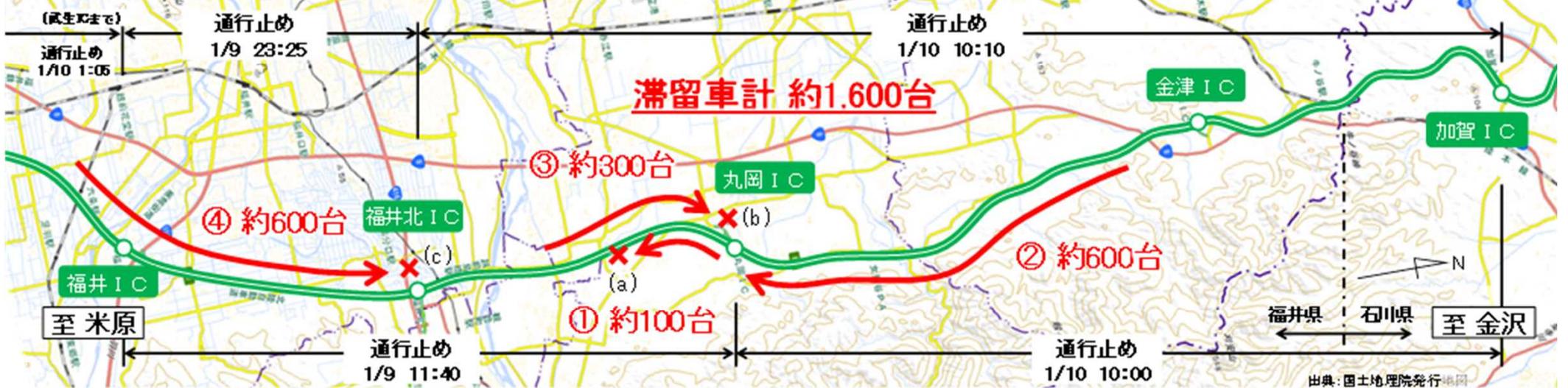
②滞留の状況

大雪による車両滞留の事例③ R3.1 北陸道(福井県)

- ◆ 7日～11日にかけて、北日本から西日本の日本海側を中心に断続的に強い雪が降り、普段雪の少ない九州などでも積雪があった。7日～11日にかけての期間降雪量は、新潟県高田で213cm、岐阜県白川で192cm、福井県大野で158cm、長崎県長崎で21cmとなった。3時間に20cmを超える顕著な降雪量を観測し、新潟県高田では9日に24時間降雪量103cmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。
- ◆ E8北陸道において、大型車のスタック等をきっかけに、約1600台の滞留が発生し、災害対策基本法に基づく区間指定が実施された。滞留解消に長時間要するため、関係機関と連携し、一時避難希望者に対して宿泊施設の提供を実施した。

◇金沢方面 時系列

日付	時間	内容	日付	時間	内容	日付	時間	内容
1月9日	12:15	丸岡IC一般道取付部で大型車スタック発生【(b)滞留②③の要因】	1月10日	1:05	武生IC～福井IC(金沢方面) 雪により通行止め延伸	1月11日	7:00	滞留③区間 車両排出完了
	13:55	福井北IC 大型車の故障によるランプ閉鎖【(c) 滞留④の要因】		1:30	中日本高速が福井県へ自衛隊の派遣要請を依頼			
	22:20	金津IC～福井IC【対法適用開始】		4:00	福井県が陸上自衛隊に派遣要請			
	23:25	渋滞延伸により福井IC～福井北IC(金沢方面) 通行止め開始		6:30	第1回災害対策会議(会社、県、自衛隊、国交省)			
				10:10	福井北IC～加賀IC(金沢方面) 雪通行止め開始			
				20:00	滞留③区間 車両排出完了	1月12日	6:00	通行止め解除



◇米原方面 時系列

日付	時間	内容	日付	時間	内容	日付	時間	内容
1月9日	11:30	大型貨物の事故により車線閉塞【(a)滞留①の要因】	1月10日	1:30	中日本高速が福井県へ自衛隊の派遣要請を依頼	1月11日	22:57	滞留②区間 車両排出完了
	11:40	福井IC～丸岡IC(米原方面) 事故通行止め開始		4:00	福井県が陸上自衛隊に派遣要請			
	12:12	丸岡IC部の本線物理的閉鎖		6:30	第1回災害対策会議(会社、県、自衛隊、国交省)			
	12:15	丸岡IC一般道取付部で大型車スタック発生【(b)滞留②③の要因】		10:00	丸岡IC～加賀IC(米原方面) 雪通行止め開始			
	14:30	丸岡IC出口を起点とした本線渋滞発生【滞留②③】		20:00	滞留①区間 車両排出完了	1月12日	6:00	通行止め解除
	22:20	金津IC～福井IC【対法適用開始】						

- 直轄国道における立ち往生車両は、553台(令和2年度)。このうち約7割が大型車。
- 立ち往生車両は、去年の約4倍。(令和元年度:138台)
- 冬タイヤを装着していても、縦断勾配5%を超える区間では立ち往生が多く発生。
- 立ち往生時に冬タイヤを装着していた車両のうち、チェーン未装着車が約8割。

■直轄国道における降雪による通行規制 及び立ち往生実績(令和2年度:3月末まで)

四国、九州以外で立ち往生が発生

国土交通省調べ	
区間数	443 区間
規制延長	217.23 km
規制時間	188.3 時間
立ち往生台数	553 台
災害対策基本法の適用による移動台数	13 台

◆直轄国道で立ち往生した台数(R2年度:3月末まで)
⇒大型車が74%

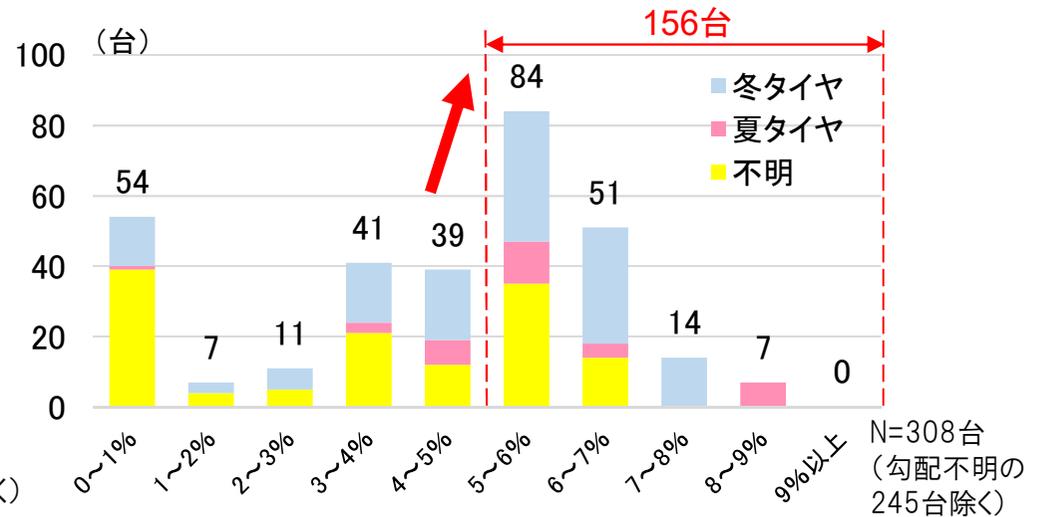
中型車 N=515
(不明38台除く)



縦断勾配6%の区間で大型車の立ち往生が発生。冬用タイヤ(チェーン未装着)の後続大型車が複数台立ち往生し、3kmの滞留が発生

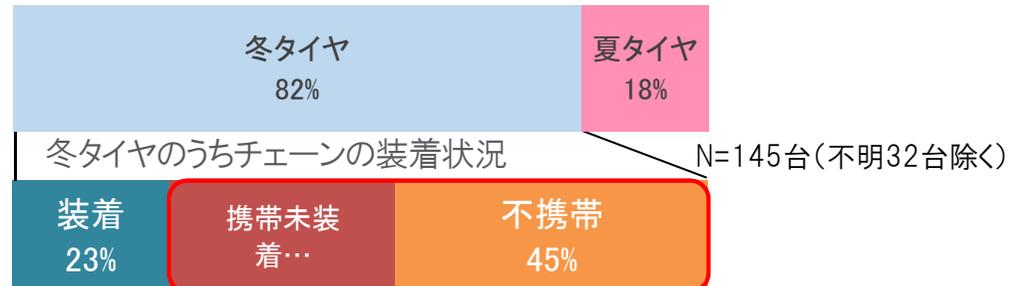
国道5号下り(北海道蘭越町昆布西)

■立ち往生は縦断勾配が5%以上で多く発生



■立ち往生車両(冬タイヤ装着)のチェーン装着状況 ⇒チェーン未装着が77%

立ち往生車両の装着タイヤは... N=216台(不明337台除く)



※国土交通省調べ

繰り返しの呼びかけ

降雪の状況により通行止めの可能性が高まった場合には、隣接ブロックも含めて広域移動の自粛や広域迂回の呼びかけを繰り返し実施すべき

躊躇ない予防的・計画的な通行規制

立ち往生が発生した又は発生のおそれがある場合には、都道府県単位や地方ブロック単位にこだわらず広範囲に躊躇なく予防的・計画的な通行規制を行うべき

速やかな状況把握と情報共有

立ち往生車両が発生した場合には、速やかに滞留状況を把握するとともに、関係機関と連携体制を構築し、滞留者の安否確認、滞留者の救出や救援物資の配布等を行うために必要な除雪状況、滞留状況、車両排出の見通し等の情報を正確に共有すべき

滞留者への情報提供

滞留が発生した場合には、様々な手段を活用し、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し等を情報提供すべき

令和2年12月、令和3年1月の短期間集中的な降雪に伴う大規模車両滞留の発生を踏まえ、令和3年3月31日に「冬期道路交通確保対策検討委員会」において、「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ」を改定し、提言としてとりまとめられた。

I 冬期の道路交通を取り巻く環境

- 近年、24時間降雪量の増大、積雪深さの観測史上最大の更新など、雪の少ない地域も含め、**短期間の集中的な大雪※が局所的に発生**
 ※：大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪
 - 道路ネットワークの整備が進む中で、**車社会の進展、輸送の小口多頻度化等により、国民生活や企業活動の道路交通への依存が高まっている一方**、幹線道路上の大規模な車両の滞留は、**社会経済活動のみならず、人命にも影響を及ぼすおそれ**
 - 短期間の集中的な大雪時に、通常時と比べて自動車の利用台数に変化が見られたケースも存在**
- ⇒ 冬期の道路交通を取り巻く環境にも変化の兆し（鉄道の計画運休の社会への浸透も参考に、道路の通行止めに対しても理解を促進）

II 大雪時の道路交通確保に向けたこれまでの取り組み

1. 繰り返し発生する大規模な車両滞留

- 短期間の集中的な大雪時に大規模な車両の滞留が繰り返し発生、解消までに数日間を要するケースもある
- 高速道路と、並行する国道等を交互に通行止めし、交通を確保する観点から通行止めを躊躇した結果、大規模な車両滞留につながったケースもある

2. 道路管理者等によるこれまでの主な取り組み

- 異例の降雪が予想される場合、「大雪に関する緊急発表」を行うなど**道路利用者に注意喚起を実施**
- 関係機関の連携強化を図るため、**地域単位で「情報連絡本部」を設置**
- 予防的通行規制区間の設定、除雪体制の応援等を実施**
- 平成26年の災害対策基本法改正に基づき、道路管理者による立ち往生車両・放置車両等の移動が可能

⇒ これらの取り組みを実施している一方で、大規模な車両滞留や長時間の通行止めが繰り返し発生している

III 大雪時の道路交通確保に対する考え方の転換

これまでの考え方

短期間の集中的な大雪時は、「自らが管理する道路を出来るだけ通行止めしないこと」や道路ネットワーク全体として大規模滞留の抑制と通行止め時間の最小化を図る「道路ネットワーク機能への影響を最小化」を目標として対応

今後の考え方

「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応

IV 大雪時の道路交通確保に向けた取り組みの強化

1. 道路管理者等の取り組み

(1) ソフト的対応

- タイムライン（段階的な行動計画）の作成**
 - ・関係機関と連携し躊躇なく通行止めを実施
 - ・合同訓練実施 ・気象予測精度向上
- 除雪体制の強化**
 - ・地域に応じた体制強化 ・道路管理者間の相互支援などの構築
- 除雪作業を担う地域建設業の確保**
 - ・契約方法の改善 ・予定価格の適正な設定等
- 除雪作業への協力体制の構築**
 - ・道路協力団体等地域や民間団体が参加できる仕組み等
- チェーン等の装着の徹底**
 - ・短期間の集中的な大雪の場合は、チェーン規制によらず躊躇なく通行止めを実施
- 短期間の集中的な大雪時の行動変容**
 - ・出控え等の要請と社会全体のコンセンサス
 - ・通行止め予測等の繰り返し呼びかけ、対象の拡大、内容の具体化
- 短期間の集中的な大雪時の計画的・予防的な通行規制・集中除雪の実施**
 - ・広範囲での通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避
 - ・躊躇ない通行止めの実効性を高めるためのメルクマール、トリガーをタイムラインに位置づけ
 - ・リスク箇所の事前把握と監視強化
- 立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応**
 - ・滞留状況を正確に把握するための体制確保
 - ・滞留車両への物資や情報等の適切な提供
 - ・地方整備局と地方運輸局等を中心とした乗員保護

(2) ハード的対応

- 基幹的な道路ネットワークの強化**
 - ・地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線等を通じ、大雪の観点からもネットワークを強化
- スポット対策、車両待機スペースの確保**
 - ・カメラ増設、ロードヒーティング等の消融雪設備の整備
 - ・中央分離帯開口部やUターン路の整備 等

(3) 地域特性を考慮した対応

・関係機関が連携する取り組みの具体化については他の地域においても参考にすべき

2. 道路利用者や地域住民等の社会全体の取り組み

- 短期間の集中的な大雪時の行動変容（利用抑制・迂回）**
 - ・通行止めの必要性やジャスト・イン・タイムの限界への理解の促進
- 冬道を走行する際の準備**
 - ・チェーン等の装備の備え

3. より効率的・効果的な対策に向けて

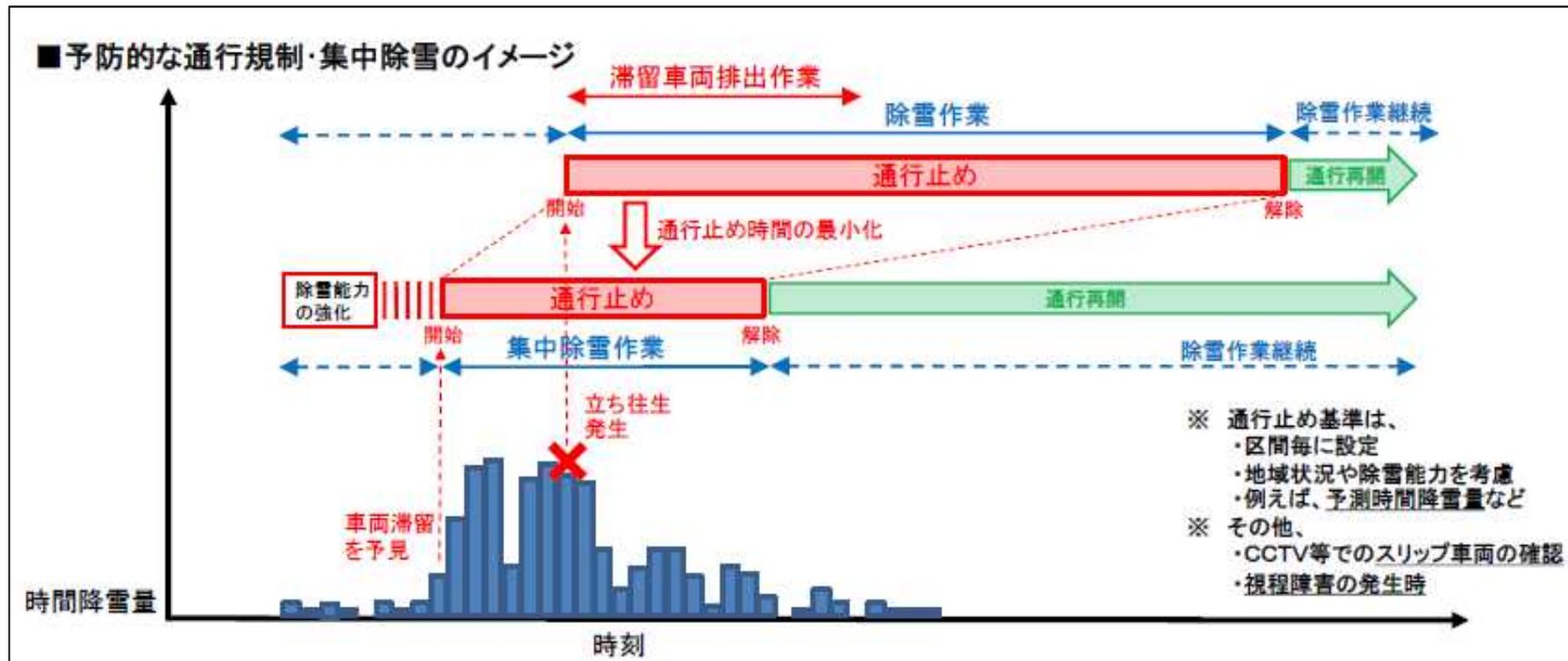
- 関係機関の連携の強化
- 情報収集・提供の工夫
- 新技術の積極的な活用

大雪時の道路交通確保に対する考え方

「自らが管理する道路をできるだけ通行止め
めにしないこと」や道路ネットワーク全体と
しての大規模滞留の抑制と通行止め時間
の最小化を図る「道路ネットワーク機能へ
の影響を最小化」を目標として対応

転換

「人命を最優先に、幹線道路上で大規模
な車両滞留を徹底的に回避すること」を
目標として対応



- ・ 短期間の集中的な大雪等に備えて、大規模な車両滞留を防ぐ観点から、他の道路管理者等と連携して、大規模な車両滞留の予兆を把握し的確に対応するためのタイムラインを策定
- ・ 昨冬の大規模滞留を踏まえ、**躊躇無い通行止め等の実効性を高めるため、タイムラインを改定**

【短期間の集中的な大雪等を想定したタイムライン(行動計画)の策定】(国土交通省)

■タイムラインの主な改定内容

通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲での通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めを想定 ・ 躊躇無い通行止めの実効性を高めるための複数のメルクマール、トリガーをタイムラインに位置づけ
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行止め予測の繰り返し周知を記載 ・ 運送事業者や荷主への情報提供を記載
乗員保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な滞留が発生した場合を想定し、乗員保護についてタイムラインに記載

■タイムラインのイメージ

時間(目安)	気象状況等	整備局	国道事務所	高速会社	地方公共団体	〇〇
1～3日前まで	気象情報共有・体制確保					
	緊急発表					
				情報連絡本部設置		
	道路利用者、運送事業者、荷主への呼びかけ※1)					
半日前～6時間前	大雪注意報	応援・派遣等準備	通行止め予測の公表※1)		
6時間前～2時間前	交通事故発生等※2)	リエゾン派遣 TEC派遣	除雪開始 除雪体制の準備		
			通行止め等の検討			
			市町村長ホットライン	情報提供	リエゾン受け入れ	
集中的な大雪の発生	大雪警報※2) ・ 顕著大雪※2)		通行止め等の検討		
			通行止め等の検討・実施、集中除雪 (高速道路と並行する国道等の同時通行止め含む)			
集中的な大雪の発生			広域支援・受援の調整		
～1日後			(大規模車両滞留が発生した場合) 乗員保護		

※1)呼びかけ、通行止め予測の公表は繰り返し実施

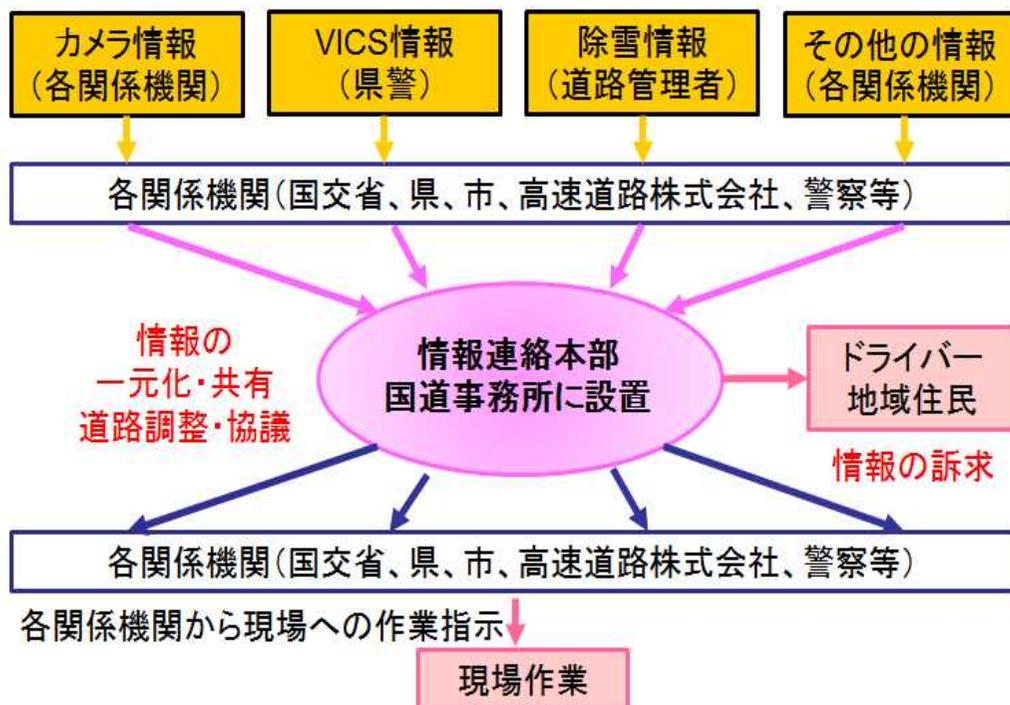
※2)通行止めを判断するための複数のメルクマール、トリガー

- 短期間集中的な大雪により車両滞留の発生が予見される場合には、オンラインも活用し、「情報連絡本部」を設置・開催し、関係機関と調整の上、広範囲の計画的・予防的な通行規制や通行止めを実施
- 昨冬の大雪時の対応を踏まえ、情報連絡本部の設置を明確にタイムラインに位置づけ

【道路管理者等関係機関による調整・連携組織の設置】(国土交通省)

■情報連絡本部の連携体制

- ・道路管理者、警察、気象台等から構成され、情報を一元化
- ・短期間の集中的な大雪時に幹線道路上の大規模な車両滞留を回避することを目的に設置・開催



情報連絡本部概念図

情報連絡本部関係者会議メンバー構成

- 道路管理者(国、高速道路会社、県(市町村))、警察(高速隊含む)
 - 気象台、運輸局、県・危機管理部門、消防、自衛隊、利用者団体 等
- ※ オンラインも活用し情報共有を図る

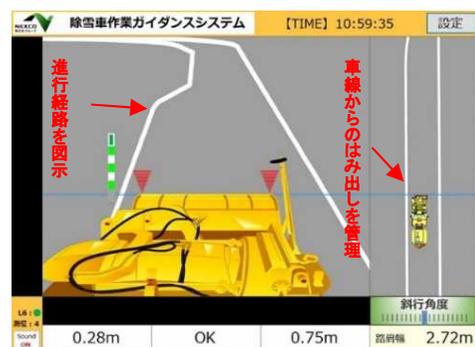


情報連絡本部の設置状況

- ・ 運転制御・操作支援の機能を備える高度化された除雪車の開発を推進
- ・ カメラ画像を活用したAIによる交通障害の自動検知の導入を推進

■除雪機械の高度化

○除雪車の通行位置等の情報を表示し、オペレータの運転操作を視覚的に支援



○除雪トラックのサイドシャッタ(雪を抱え込む装置)を自動開閉し、交差点での雪の排出を抑制 ※令和2年2月から公道上で運用

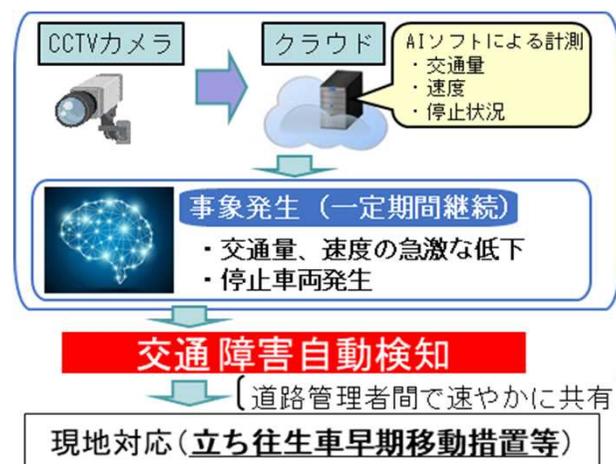


除雪トラック



サイドシャッタの自動開閉

■AIによる交通障害の自動検知



AIによる自動検知のイメージ(滞留車両の発生)

- 冬期の降雪時に発生する車両スタックは重大な道路交通障害をもたらすため、早期の発見と対応が重要であるが、道路監視員によるCCTVカメラの監視にも限界があり、発見が遅れる可能性がある。
- このため、平成30年より一部の事務所でAIによる車両スタック自動検知システムの試験導入を行い、システムの有効性を検証・確認をしたのち、令和元年から本格導入を実施。



CCTVカメラ映像のAIによる車両スタック検知

(1) 除雪、監視体制の強化

- 応援要員も含め、**事務所当たり約500名規模**の人員体制を確保[対応力]
- 塩沢石打～六日町IC間などに**除雪梯団を増強(2梯団)**⇒当該区間の除雪力が1.3倍～2倍
[基盤力]
- 滞留の起点となったランプ部等に**消雪装置の新設(2箇所)** [予防力]
- 道路カメラの増設(昨年の関越道滞留発生以降で新たに**約100台設置**) [基盤力]
- マップやアニメで**スタックやチェーン装着に関する注意喚起** [情報力]

(2) 計画的IC閉鎖、予防的（広域）通行止の実施

- 緊急発表するような大雪の場合に限り、IC部でのスタックリスクの低減と本線除雪能力の向上のため、**一部ICを事前計画的に閉鎖** [予防力]
- 降雪強度が強い場合や車線閉塞する事故、スタック車が発生した場合など、当該箇所に車両が集中し大規模な滞留とならないよう**予防的かつ広域的な通行止を実施**し、集中除雪により早期解除を目指す [予防力]

大雪に備えた情報伝達訓練、現地通行規制訓練の事例 福井県

- 広範囲の計画的・予防的な通行止めが必要となった場合を想定し、関係機関において通行止め予定区間、迂回ルート及びUターン場所などを速やかに調整を行うためタイムラインに沿った訓練を実施。
- 「通行止め」や「通行規制」の実施が必要となった場合の実効性を高めるため、現地対応訓練として、冬用タイヤチェック訓練、予防的通行止め訓練、立ち往生車両移動訓練を実施。

【実施日時】

令和3年11月11日(木)

【参加機関】

国：近畿地方整備局、北陸地方整備局、情報連絡本部(金沢河川国道事務所)、福井県冬期道路情報連絡室(福井河川国道事務所)

県・高速道路：福井県、石川県、中日本高速道路(株)金沢支社

警察・自衛隊：福井県警察、石川県警察、自衛隊福井地方協力本部、陸上自衛隊第14普通科連隊

気象台：福井地方気象台、金沢地方気象台

<情報伝達訓練の状況>



<現地対応訓練の状況>



【会議での主な合意・確認事項】

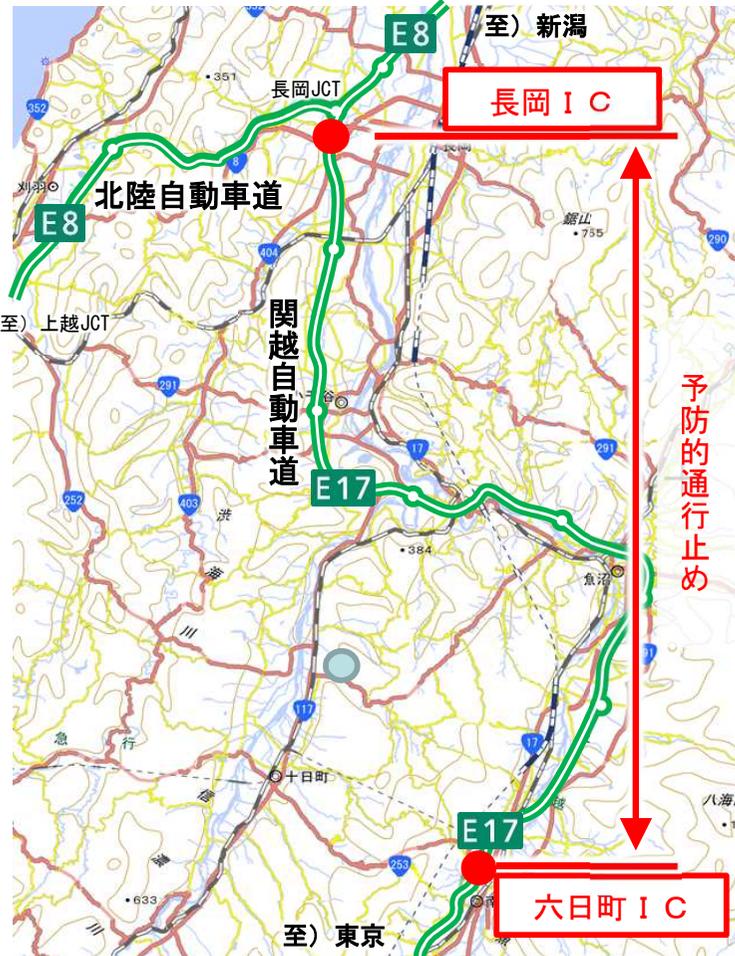
- ・大規模な滞留・渋滞回避を目的とした広域通行止め区間
- ・広域迂回ルート及び広範囲での情報板による迂回案内
- ・Uターン地点及び規制方法
- ・各機関による多種多頻度の出控え及び広域迂回の広報

予防的な通行止めの実施(広域迂回)

- 昨冬の年末年始の大雪において、広域迂回や解除の見通しを予め広報した上で、関越自動車道(六日町IC~長岡IC)で予防的通行止めによる集中除雪を実施(延べ4時間半で通行止めを解除)

<予防的通行止め概要>

- 日時：令和2年12月31日21時30分~令和3年1月1日2時00分
(計 4時間30分)
- 区間：関越自動車道 ^{むいかまち}六日町IC~^{ながおか}長岡IC(上下線)



<予防的通行止めにおける集中除雪作業状況>



<広域迂回広報>

【HP広報】12月31日 21時10分に発表



NEWS RELEASE

関越自動車道 大雪による予防的通行止めの実施 関越自動車道 六日町IC~長岡IC

NEXCO東日本新潟支社(新潟市中央区)では、現在の降雪状況を踏まえ、下記のとおり予防的通行止めを実施し集中除雪を行います。
※ 状況により時間が前後する可能性があります。

1、通行止め区間
関越自動車道 六日町IC~長岡IC(上下線)

2、通行止め時間
令和2年12月31日 21時30分 ~ 令和3年1月1日 3時00分(予定※)
※ 状況により時間が前後する可能性があります。

3、迂回路
一般国道17号
なお、上信越自動車道や磐越自動車道などへの広域迂回もお願いします。

【道路情報板による広域迂回情報】

関越道 六日町~長岡 通行止め
迂回は上信越道のご利用を

北陸道(上) 栄PA~三条燕IC
(長岡JCT手前)

【Twitter広報】

NEXCO東日本(新潟) @e_nexco_niigata

【通行止め情報】関越道 六日町~長岡 大雪による予防的通行止めを、21時30分から翌3時(予定)。迂回路は一般道17号。上信越自動車道や磐越自動車道などへの広域迂回もお願いします。引き続き、不要不急のお車のご利用はお控えください。気象情報は、[#高速道路影響情報サイト](#)

午後10:16 · 2020年12月31日 · Twitter Web App

12月31: 21時30分に通行止め開始を投稿
22時16分に解除見込みや広域迂回を投稿

関越道 六日町~長岡 通行止め
迂回は上信越道・磐越道のご利用を

北陸道(下) 能生IC~名立谷浜IC
(上越JCT手前)

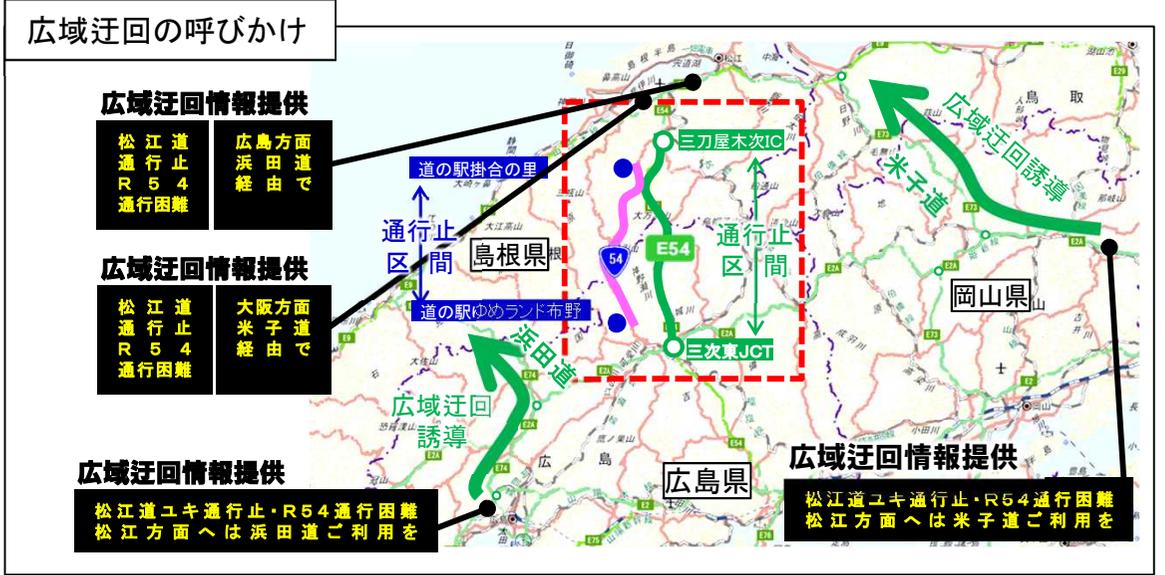
高速道路と並行する国道の同時通行止め

令和3年1月7日からの降雪において、島根県と広島県を結ぶ松江自動車道と、並行する国道54号では、広域迂回を呼びかけた上で、予防的通行止めを同時実施



通行止め時系列

	1月7日					1月8日	1月9日	1月10日
	9時	12時	15時	18時	21時			
E54松江道 (三刀屋木次～三次東)	10時00分通行止め					17時30分通行止解除		
国道54号 (道の駅掛合の里～ゆめランド布野)	11時15分					13時00分 立ち往生車牽引完了		
	15時30分車両滞留解消 (上り約40台、下り約260台滞留)					16時30分通行止め (4時間)		
	20時30分通行止解除							



○ 国が管理する道路において、大雪時に急な上り坂で大型車等が立ち往生しやすい場所等を選定し、集中的・効率的に優先して除雪を行う区間を「予防的通行規制区間」として、全国で222区間（約2,900km）（令和3年3月時点）を設定

【予防的通行規制区間のイメージ】



- ・ 気象庁、関係機関と連携し、集中的・記録的な大雪が予想される時に緊急発表により、出控えの呼びかけ

【気象庁、関係機関と連携した情報提供方法例】(気象庁・国土交通省)

1日～3日前に緊急発表

- ・ 集中除雪による通行止め、広域迂回の実施について呼びかけを行うとともに、不要不急の外出を控える呼びかけ
- ・ 令和2年度より、関係機関が連携し、運送事業者に対し、冬タイヤ装着、チェーン携行・装着を呼びかけ
- ・ 公共交通機関の大幅な遅延や運休を呼びかけ

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年1月11日
水管理・国土保全局防災課
大臣官房参事官(運輸安全防災)
道路局環境安全・防災課
自動車局安全政策課
気象庁

大雪に対する国土交通省緊急発表

○ 日本の南を低気圧が通過する影響で、西日本と東日本では11日夜から12日夕方にかけて雪や雨が降り、太平洋側の山地を中心に大雪となり、平地でも積雪となるおそれがあります。予想より降水量が多くなったり、気温が低くなったりした場合は、平地でも大雪となるおそれがあります。

○ 今回は、これまで積雪のなかった太平洋側の平地で大雪となるおそれがあり、東京23区でも積雪となる所がある見込みです。過去にも大雪による車両の立ち往生が発生していることから、十分に警戒してください。大雪が予想される地域では、不要不急の外出は控えて下さい。

○ 一般のドライバーの皆様には、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底をお願いします。また、降雪状況により、集中除雪による通行止めやチェーン規制を実施する場合があります。広域迂回の実施や、通行ルートの見直しなどのご協力をお願いします。

○ 昨年12月や1月7日からの大雪の際には、大型車の立ち往生が主な原因となり、甚大な影響が生じています。国土交通省では、冬タイヤの未装着等により立ち往生した事業用自動車に対し、悪質な事例については、監査をしたうえで、安全管理義務違反として、当該事業者の行政処分を行うこととしています。運送事業者の皆様も、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底するとともに、タイヤの摩耗劣化にも十分に注意して下さい。

○ 大雪が予想される地域では、公共交通機関においても、大規模かつ長時間にわたる遅延や運休が発生するおそれがあります。

○ 最新の気象情報や交通情報等に留意し、外出が必要な場合には、十分な時間的余裕を持って行動いただくようお願いいたします。

大雪に対する国土交通省緊急発表 令和3年1月11日

○ 日本の南を低気圧が通過する影響で、西日本と東日本では11日夜から12日夕方にかけて雪や雨が降り、太平洋側の山地を中心に大雪となり、平地でも積雪となるおそれがあります。予想より降水量が多くなったり、気温が低くなったりした場合は、平地でも大雪となるおそれがあります。

○ 今回は、これまで積雪のなかった太平洋側の平地で大雪となるおそれがあり、東京23区でも積雪となる所がある見込みです。過去にも大雪による車両の立ち往生が発生していることから、十分に警戒してください。大雪が予想される地域では、不要不急の外出は控えて下さい。

○ 一般のドライバーの皆様には、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底をお願いします。また、降雪状況により、集中除雪による通行止めやチェーン規制を実施する場合があります。広域迂回の実施や、通行ルートの見直しなどのご協力をお願いします。

○ 昨年12月や1月7日からの大雪の際には、大型車の立ち往生が主な原因となり、甚大な影響が生じています。国土交通省では、冬タイヤの未装着等により立ち往生した事業用自動車に対し、悪質な事例については、監査をしたうえで、安全管理義務違反として、当該事業者の行政処分を行うこととしています。運送事業者の皆様も、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底するとともに、タイヤの摩耗劣化にも十分に注意して下さい。

○ 大雪が予想される地域では、公共交通機関においても、大規模かつ長時間にわたる遅延や運休が発生するおそれがあります。

○ 最新の気象情報や交通情報等に留意し、外出が必要な場合には、十分な時間的余裕を持って行動いただくようお願いいたします。

【1. 今後の気象の見通し】 11日11時時点

<注意が必要な時間帯> 降雪のおそれ

	11日		12日	
	朝	昼	朝	昼
関東地方			→	→
東海地方			→	→
近畿地方			→	→
中国地方			→	→
四国地方			→	→
九州北部地方			→	→
九州南部地方			→	→

大雪の見通し(単位センチ)

地域	12日12時までの24時間降雪量	13日12時までの24時間降雪量
関東地方	10	5~10
東海地方	10	10~20
近畿地方	20	-
中国地方	15	-
四国地方	20	-
九州北部地方	5	-
九州南部	10	-

※各地の気象台が発表する気象情報等に留意ください。最新の気象情報については、気象庁HPをご覧ください。
(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

【2. 過去の大雪における立ち往生事例】

平成30年1月22日から23日にかけての首都圏での大雪

<大雪のため、首都高速道路の約7割が通行止め>

○平成30年1月22日(月)から23日(火)にかけて、低気圧が本州の南海上に急速に発達しながら東北東に進んだため、首都圏を中心に広い範囲で大雪となり、東京都心の積雪量は最大で23cmを観測しました。

○首都高速道路では、1月22日(月)14時より通行止めを開始し、総延長320kmのうち約7割が通行止めとなり、全面通行再開までに4日間を要しました。また中央環状線では3箇所で10時間を超える大規模な車両滞留が発生しました。

東京都千代田区の降雪量の推移
<平成30年1月22日から23日>

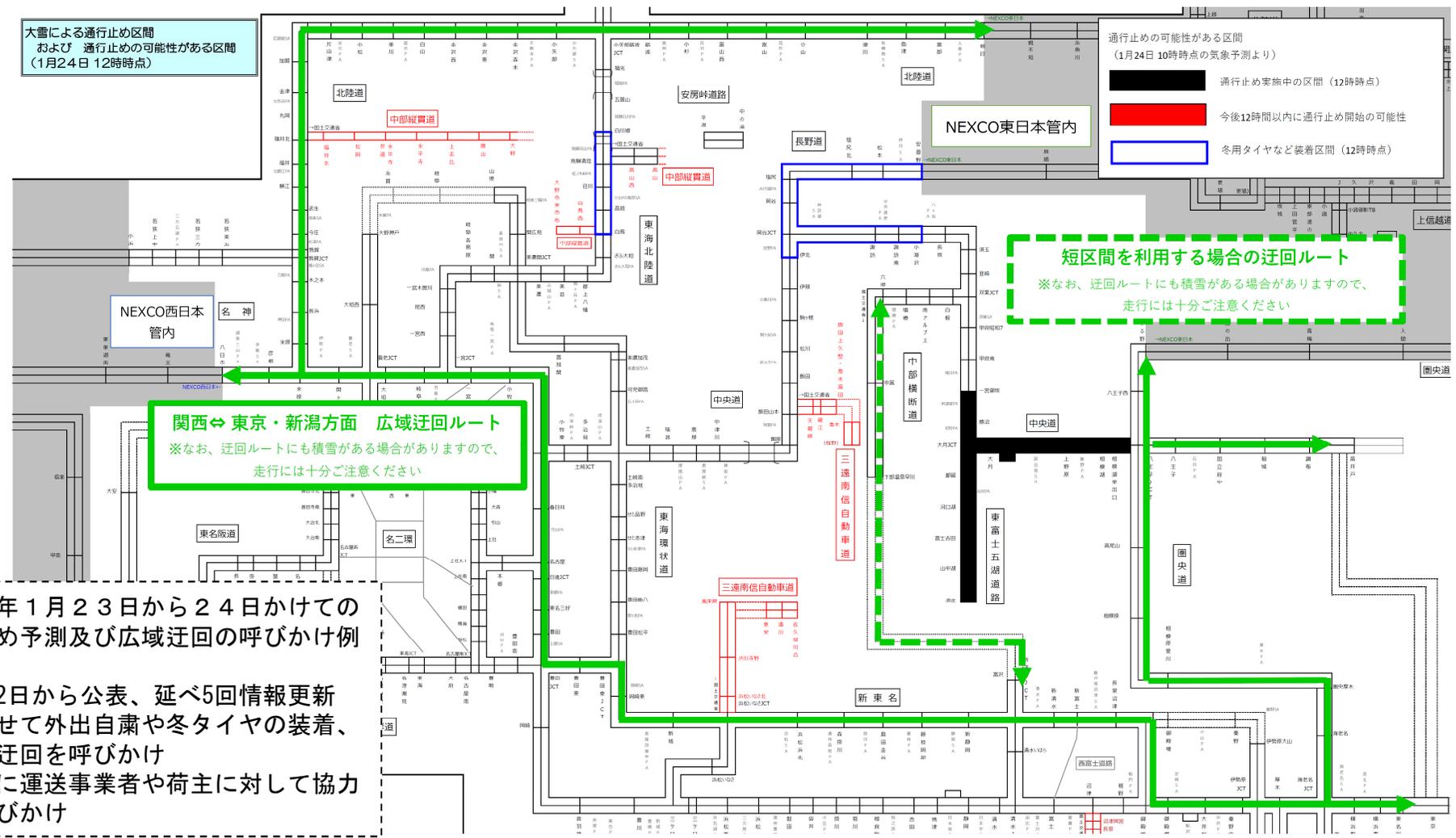
首都高3号渋谷線の状況
<平成30年1月22日 20時頃>

【3. 整備局など現場の対応状況】

○「大型車等の立ち往生が発生」または「大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合」には、予防的な通行止めを行い、集中的な除雪作業を実施します。

- 降雪により高速道路等で通行止めが予想される場合は、通行止め予測を公表し、広域迂回を呼びかけ
- 高速道路に並行する国道等の通行止めの予測など、内容を具体化し、繰り返し周知

【高速道路等の通行止め予測】(国土交通省)



令和3年1月23日から24日かけの通行止め予測及び広域迂回の呼びかけ例

- 1月22日から公表、延べ5回情報更新
- あわせて外出自粛や冬タイヤの装着、広域迂回を呼びかけ
- さらに運送事業者や荷主に対して協力を呼びかけ

- 降雪時には、ドライバーへの情報提供・注意喚起として、降雪など気象情報や通行止め情報、除雪作業の状況をHPやSNSなど多様な広報媒体を活用し情報提供を実施
- また、他省庁と連携し、荷主に対して運行経路の変更、小売店在庫の積み増し等を要請

【道路利用者へのSNSによる除雪情報の提供】(国土交通省)



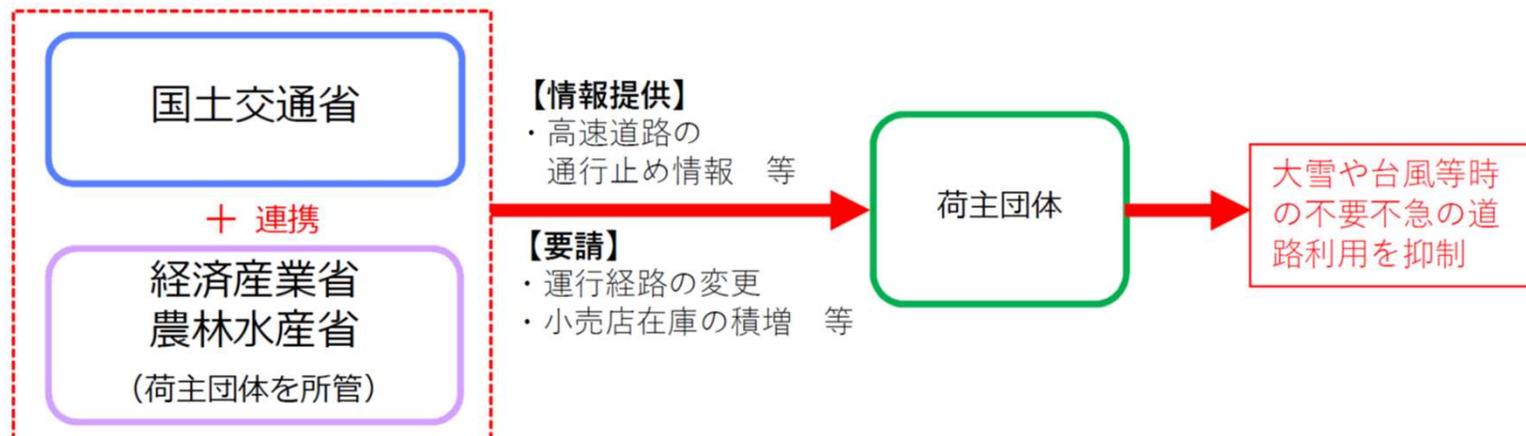
【道路情報板による注意喚起】(国土交通省)

通行止め情報と広域迂回を情報提供



【他省庁と連携した荷主への要請】(国土交通省、経済産業省、農林水産省)

令和3年より連携して要請を実施



大雪等の異常気象時における荷主への周知・連絡体制の構築

異常気象等を理由に貨物運送の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であり、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して以下の体制により情報の周知や要請を行っている。

1. 季節的な周知・要請

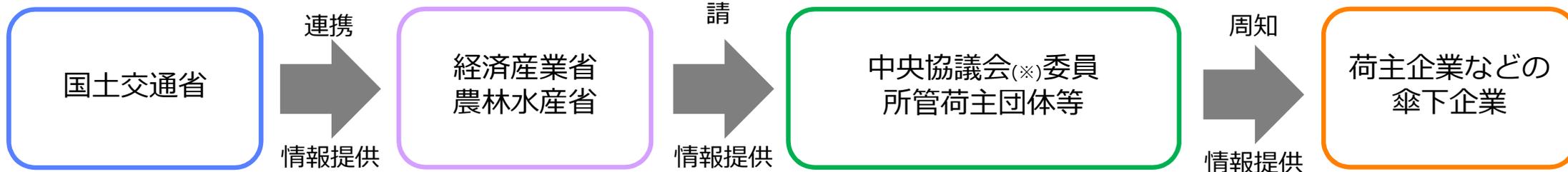
○降積雪期や出水期を迎える前に、降積雪期等における注意事項に関する文書を発出。

2. 緊急的な周知・要請

①大雪や大雨などの予報・警報を超える異常気象の予測に基づき気象庁が緊急発表を行う場合や、高速道路・幹線国道の通行止め情報などを事前に入手した場合には、関係省庁を経由して荷主団体等へ情報提供を実施するとともに、運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請。

②予め運送に支障を来すことが予想される場合には、在庫の積み増しや、運行可能域内での物資の融通を行うよう要請。

【周知・要請体制】

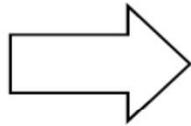


※運送事業者や荷主団体（経団連や日商など）、関係省庁等により構成され、主に自動車局貨物課が運営する会議体

大雪等の異常気象時における荷主への周知・連絡体制の構築

毎冬期に、トラック・バス事業者等に対して冬用タイヤの装着等を徹底してきたところ、昨年12月以降の大雪を踏まえ、更なる安全確保のため以下の取組を実施。

①冬用タイヤの装着の促進

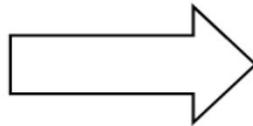


○異常気象時の安全確保の徹底（12/29通知発出）

- ・ ノーマルタイヤにより雪道で立ち往生した大型車の事業者に対して指導を実施
- ・ 悪質な場合には、異常気象時における輸送の安全確保措置が講じられていないものとして、道路運送法令に基づき行政処分の対象とする

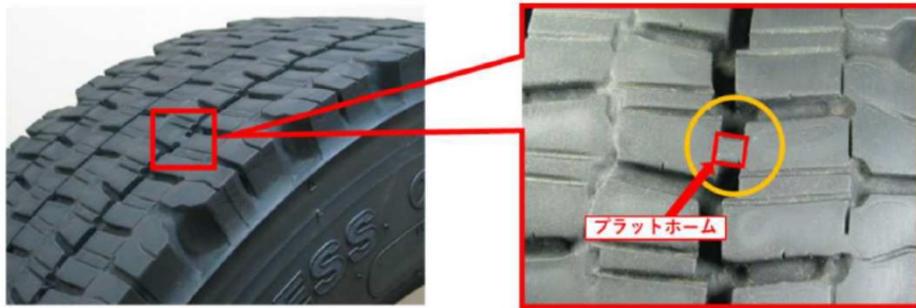
○大雪の緊急発表にも上記内容を明記（1/11～）

②適正な冬用タイヤの使用



○冬用タイヤの安全性確認のルール化（1/26通達改正）

- ・ 整備管理者に対し、冬用タイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度よりもすり減っていないことの確認を義務付け
- ・ 運行管理者に対し、点呼の際に上記事項が確認されていることの確認を義務付け



※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れる